

国自技第201号の2
平成31年1月15日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長



高速自動車国道等を運行する路線バスの安全対策について

路線を定めて定期的に運行する一般旅客自動車運送事業用自動車であって、高速自動車国道等を運行する距離又は時間が路線全体の2分の1以下で、かつ、当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車については、道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）第55条に定める規定に基づき、高速道路等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路）の一部路線・区間において、60キロメートル毎時以下で走行すること等の条件を付すことにより安全性を担保した上で、管轄する地方運輸局長が同基準第22条の3に規定する座席ベルト等に関する保安基準を緩和する認定を行っています。

この度、この保安基準の緩和認定を受けて高速道路等の一部路線・区間を走行する路線バス（以下「基準緩和バス」という。）の安全で円滑な運行を確保することを目的として、別添のとおり警察庁と連携し、基準緩和認定の際に付した条件の実効性を高めるための対策を実施することとしましたので通知します。

つきましては、関係の貴協会傘下会員に対し、下記の基準緩和バスの運行に係る安全対策の推進にご協力いただくよう、周知をお願いします。

なお、今後、基準緩和自動車の認定要領の改正により、基準緩和バスの運行時に旅客の安全を確保するために必要な措置として、下記1. の事項を当該基準緩和の条件に付すこととなりますので申し添えます。

記

1. 高速道路運行時において、乗客に対し、できる限り前方に座席等のない最後列



の中央席以外の座席に着席することや、立席を利用する場合には緊急停止に備え手すり、つり革などにしっかりとつかまること等について、運転者のアナウンス等による注意喚起の実施

2. 保安基準の緩和認定において付された運行上の条件及び保安上の制限についての運転者に対する指導及び監督の徹底
3. 最高速度60キロメートル毎時以下で運行していることの外部表示について、その旨が高速道路等を通行する他の交通に対して明確に伝わるよう、できる限りそのサイズを大きくする等の措置
4. 基準緩和バスは、その最高速度が60キロメートル毎時以下で運行するため、他の交通に比して低速となり速度差が生じる場合が多いことから、警察、道路管理者、地方運輸局等と連携の上、基準緩和バスが運行する路線・区間を通行する高速道路等利用者に対し、当該バスが高速道路等において最高速度60キロメートル毎時以下で運行している旨を広報する等の注意喚起の実施

※別添・・・基準緩和認定を受けた路線バスの条件違反に関する連携